

都 市 局

【 代 表 課 】

都市総務課 048 - 829 - 1393 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1
1	(歳入)都市計画手数料	都市計画証明手数料	34				1						1	都市計画区域、区区分、地域地区、都市施設などの各種証明書を交付する。		都市計画証明に係る手数料を見直すことは可能だが、市全体の受益者負担の考え方や各種証明手数料の動向に注視しつつ適正な料金を検討していく。				1				都市計画課	オ-4
2	(歳入)都市計画手数料	屋外広告物許可手数料	3,700										1	広告物や掲出物件の大きさや数によって許可が必要となり、さいたま市屋外広告物条例の規定により、手数料を納めることとなっている。		許可に対する審査の時間短縮を行えるように条例に関する知識の更なる向上に努める。				1				都市計画課	オ-4
3	(歳入)都市計画手数料	屋外広告業登録手数料	300									1	1	屋外広告物の表示または掲出物件の設置を営業として行う場合には、屋外広告業として登録を受ける必要がある。登録制とすることで、違反を繰り返す広告業者に対して適切な指導を行うとともに、一定の水準を有する広告業者と連携し、広告景観の向上に努めていく必要がある。		業者の登録、管理等の更なる事務効率向上に努める。				1				都市計画課	オ-4
4	(歳入)都市計画手数料	屋外広告物講習会受講手数料	240									1	1	屋外広告業の登録制の導入に伴い、法令順守等の意識を高めるため、条例に基づく講習会の内容の充実を図るとともに、屋外広告業者の業務主任者に対し、受講してもらう必要がある。なお、埼玉県内での実施となるため、埼玉県、川越市と輪番制で開催することとなり、平成22年度においてはさいたま市で開催する。		屋外広告物講習会の開催に係る会場使用料やテキスト代などの経費であり、受益者負担の観点から適正な金額であると考え。				1				都市計画課	オ-4
5	(歳入)自動車駐車場使用料		60,000									1	3	岩槻駅東口公共駐車場の駐車場使用料(近隣の駐車場の使用料を参考に設定している)		当駐車場の駐車場使用料については、平成22年4月に改正したところであり、近隣の駐車場との均衡は図れている。				1				都市交通課	オ-3
6	(歳入)行政財産使用料		11,545									1	1	市営自転車駐車場及び自動車駐車場の敷地に電柱を設置するなど、行政財産の使用につき徴収する使用料		公用若しくは公共用に供するため必要を生じ、又は許可の条件に違反する行為がない限り、行政財産の使用を許可し、使用料を徴収していく。				1				都市交通課	カ-3
7	(歳入)さいたま市営北与野駅北口地下駐車場使用料		50,000									1	3	北与野駅北口地下駐車場の駐車場使用料(近隣の駐車場の使用料を参考に設定している)		当駐車場の駐車場使用料については、平成22年4月に改正したところであり、近隣の駐車場との均衡は図れている。				1				都市交通課	ク-1
8	(歳入)放置自転車撤去手数料		23,010									1	3	さいたま市自転車等放置防止条例に基づき、放置自転車等の撤去等に要する費用の応分の負担として、当該自転車等の利用者から手数料を徴収するものである。		放置自転車の撤去手数料の額について、近隣都市や関東指定都市の状況を参考にしながら、市の他の諸手数料の改定と合わせ、今後、見直しを行うこととする。				1				都市交通課	オ-3
9	(歳入)都市計画使用料		55,264									1	1	平成18年度の指定管理者制度導入以降は、原則、利用料金制度を導入したため市の使用料収入はなくなった。しかし、リーグ使用料については、大会開催日数が不定期のため、市の収入とすることとし、指定管理料への反映はしないこととした。その他、占用料及び設置許可使用料がある。		使用料については、原則、利用料金制度を採用しているが、さいたま市全体として使用料の考え方を整理し、その方針に基づき全体見直しを図る必要がある。				1				都市公園課	ク-1
10	(歳入)都市計画手数料		19									1	1	市民に対して、生産緑地の都市計画に係る証明書を交付する。 手数料は、1件当たり200円である。		都市計画に係る証明書は生産緑地以外にも多岐に渡るので、関東地方の指定都市の手数料水準も勘案して全体的に検討する必要がある。				1				みどり推進課	オ-4

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2		
11	(歳入)開発行為等許可申請 手数料		25,200									1	1	都市計画法の規定による開発行為許可申請等の審査を行う。手数料は、申請内容により細分化されている。		申請に係る審査業務としてそれにかかる業務、また他の政令市の手数料等から判断して適性である。				1				開発調整課	ク-1
12	(歳入)行政財産使用料		18		1								1	所管財産の目的外使用許可、貸付等を行なう。 「さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条」及び「さいたま市道路占用料徴収条例別表」に基づき、使用料を徴収する。		行政財産使用料の見直しを行い、歳入確保に努める。				1				区画整理支援課	カ-3
13	(歳入)行政財産使用料		5		1								1	当事務所内に建柱している電柱の使用料		浦和東部まちづくり事務所敷地内の電柱使用料であるため継続				1				浦和東部まちづくり事務所	カ-3
14	(歳入)行政財産使用料		2		1								1	浦和西部まちづくり事務所の敷地内に立っている電柱に対し、行政財産目的外使用許可をしているため、「さいたま市行政財産の使用料に関する条例」に基づいて算出した使用料を徴収している。		「さいたま市行政財産の使用料に関する条例」に基づく徴収であり、また関東指定都市の水準と比べ適当な使用料と思われるが、今後も徴収料を適正に確保し、歳入確保に努める。				1				浦和西部まちづくり事務所	カ-3
15	(歳入)証明手数料		1		1		1						1	市民に対して、仮換地証明書及び底地証明書を交付する。 手数料は、1件当り200円である。		手数料を見直し、歳入確保に努める。				1				与野まちづくり事務所	オ-4
16	(歳入)証明手数料		1		1								1	さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業における、仮換地及び底地証明書の発行		今後もより証明書発行事務を迅速に対応するよう努める。				1				岩槻まちづくり事務所	オ-4
17	(歳入)行政財産使用料		1										1	浦和駅西口南地区再開発事業用地(浦和区高砂一丁目62番4の一部)に第1種電話柱1本を設置するもの。		当該設備は、平成21年7月31日、さいたま市土地開発公社から買い戻しによりさいたま市が取得した土地に設置されており、公益上必要であると認められるため、使用を許可する。				1				浦和駅周辺まちづくり事務所	カ-3
18	(歳入)行政財産使用料		9		1								1	市有地の使用に係る使用料です。		事業開始までの一時的な市有地の貸し出しであるが、有効活用について検討を行っていく。				1				大宮駅東口まちづくり事務所	カ-3
19	(歳入)行政財産使用料		2										1	さいたま市道路占用料徴収条例第2条別表で標準的な料金が定められている。		さいたま市道路占用料徴収条例第2条別表により適切に処理されていると判断する。				1				大宮駅西口まちづくり事務所	カ-3

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3	
20	都市計画推進事業(都市総務課)	都市計画推進事業	3,084	C				1				1			1	都市計画行政の総合調整及び管理運営を行う。また、都市政策に係る調査、研究及び企画等のために、各種協議会や研修会等に参加し、都市計画事業を推進する。	オ	本事業より得た国等の動向や都市計画等に係る最新の情報は、本市の都市計画行政の推進に役立っているが、事業内容については、適宜見直しを行っている。今般、同事業の内、建設広報協議会負担金については、政策局東京事務所においても類似の協議会(全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会)に加盟しているため、都市局の負担金は廃止の方向で検討する。	6.0	0.3		1		1			都市総務課	オ-5
21	都市計画推進事業(都市総務課)	さいたま市都市計画事業等移転資金融資制度	100	C	1	1	1								1	さいたま市が行う都市計画事業等に伴い、住宅の移転及び住宅の敷地を必要とする者に対し、その必要資金を融資することにより移転を促進し、もって事業の円滑な進展を図ることを目的とする。	ア	本制度は、制度設立当初より、事業の円滑な進展に貢献してきたが、社会経済情勢が大きく変化中、現在、同様の制度を設置している関東指定都市はなく、本市においても、平成5年以降新規利用者はいない。民間の金融商品も充実しており、公共事業として本制度を維持しなくとも、より低金利の民間商品で補填できる可能性もあることから、今後、本制度を凍結する方向で検討していく。	0.1			1					都市総務課	ア-2
22	都市開発基金積立金	都市開発基金積立金	35,913	C	1										1	市街地開発事業及び都市施設整備事業に係る資金を積み立てるために設置された「さいたま市都市開発基金」の積立金である。	オ	事務処理の効率化の観点から、本事業に携わる職員数及びそれに係る人件費を鑑みれば、財政所管課等による各基金の一括管理も可能である。当該及び当局単独での課題としてではなく、将来予想される財源不足を解消するための一因とすること、また、年次的標準化による健全財政の維持に貢献することを目的とし、より統一的かつ効率的な運用を図るための体制づくりが必要である。	0.1			1					都市総務課	エ-3
23	参加型まちづくり支援事業	参加型まちづくり支援事業	4,546	C								1			2.5	持続可能な都市づくりに向けて、市民の視点やアイデアを活かしながら、市民と行政の協働によるまちづくりの取り組みや市民まちづくり活動の状況等を掲載内容とした「まちづくり広報誌『korekara』」を発行することで、まちづくりに対する興味・関心を掘り起こし、市民がまちづくりへ自ら参加することの「きっかけ」を創出するもの。	オ	本業務は、「市民と行政の協働による都市づくり」の一層の推進にあたり、読者モニター制度の活用や編集への参加など、市民目線の広報誌やホームページなどを作成し、まちづくりの情報発信を積極的に進めているものである。今後は、発行部数や発行回数等について、費用対効果の観点から検討を行うとともに、読者モニター制度をさらに活用し、年間を通じて実際の編集作業へ参加していただくなど、市民とともに創りあげる誌面のより一層の実現へ向けて、本業務を推進していく必要がある。	2.0	0.3		1					都市総務課	オ-9
24	都市計画推進事業(都市計画課)	都市計画基礎調査等事業	27,507	C	1	1		1							2	都市計画区域について、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する基礎調査や、都市計画等の業務に活用するための地図作成を行うものです。	オ	神奈川県等の例にならい、埼玉県で行う調査項目として建物現況調査を実施するよう県に要望していく。 また、都市計画図の販売価格についても他都市の状況を参考に見直しを図る。	2.5			1					都市計画課	オ-5
25	都市計画推進事業(都市計画課)	コンパクトなまちづくり推進事業	7,000	C	1	1									2	人口減少・超高齢化や地球環境問題などの諸課題に対応するため、既存のまちの再構築・再生に重点を置く「コンパクトなまちづくり」への転換を目指した調査・検討を行い、今後予定される都市計画マスタープランの改定に反映させていただきます。	オ	都市計画マスタープランの次期改定時にあわせ新たな歳入増策として、販売価格の検討を行う。	1.0			1					都市計画課	オ-3
26	都市計画推進事業(都市計画課)	用途地域、地区計画等の決定・変更	1,197	C											1	上位計画に基づき都市の良好な環境を守り秩序ある発展を図るため、建築物の用途や形態の規制・誘導をする用途地域など地域地区の都市計画、及びそれぞれの地区の特性に相応しい将来像を誘導する地区計画の指定にあたり、関係課所と連携をはかり、都市計画決定に向けた手続きを行う。	ク	市街地の計画的な整備や既存市街地の整備・再生のための都市計画手続きが必要であり、都市計画法に基づく手続きに則って適正に進めている。引き続き、市民への十分な説明、情報の開示などに配慮しつつ、作業の効率性を図り、手続きの計画的な遂行に努める。	0.8			1					都市計画課	ク-1
27	都市計画推進事業(都市計画課)	住民発意による地区計画の策定支援	8,063	C		1									2	良好な市街地の環境を形成・保全するため、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく地区計画制度の普及・啓発を図る。また、住民発意による地区計画導入や案の作成等のための活動支援を行い、市民と行政の協働により、計画的なまちづくりの実現を目指す。	ク	平成21年度は、建築協定を締結している地区や地元でのまちづくり活動を活発に行っている地区を10地区抽出し、地域のまちづくりの動向や地区計画策定の意向に関するアンケート調査を行った。引き続き、地域のまちづくりの動向に注視しながら、関心が高い地区の把握や地区計画活用の積極的な呼び掛けに努め、地区の特性を活かしたまちづくりを推進していく。	1.5			1					都市計画課	オ-10
28	都市計画推進事業(都市計画課)	防火地域及び準防火地域推進事業	6,000	C											1	都市の不燃化を促進し火災による延焼防止を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するため、コンパクトなまちづくりを目指した「都市計画マスタープラン」の見直しにおける防火地域・準防火地域の指定のあり方、指定基準及び指定地区の検討を行い、防火地域・準防火地域の都市計画を定める。	カ	平成21年度は、既存資料や現況補足調査等により防火地域・準防火地域の指定状況等の分析を行い、さいたま市としての防火地域・準防火地域のあり方の検討を行なった。今後は、より詳細な建物現況調査、災害危険度判定調査等の実施を通じて定量的な分析を行い、具体的な指定基準・指定地区の拡大について検討を行なっていく。また、検討にあたっては、パブリックコメントの実施などを通じ市民への情報公開に努める。	1.5			1					都市計画課	オ-9
29	都市計画推進事業(都市計画課)	高度地区推進事業	15,000	C											1	市街地の良好な環境を維持し、周辺と調和のとれた街並みの保全や建築物の高さを巡る紛争を未然に防止するため、コンパクトなまちづくりを目指した「都市計画マスタープラン」の見直しにおけるまちづくりの方向性を確認しながら、さいたま市における高度地区の指定のあり方、指定基準及び指定地区の検討を行ない、高度地区の都市計画を定める。	カ	高度地区については平成24年度末までの指定を目指し、平成21年度においては、さいたま市における高度地区のあり方について調査・検討を行なった。今後は、具体的な指定基準・指定地区について、市街地の現況調査等を実施しながら詳細な検討を行なっていく。また、検討にあたっては、パブリックコメントの実施などを通じ市民への情報公開に努める。	1.5			1					都市計画課	オ-9

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3	
30	都市計画推進事業(都市計画課)	都市計画審議会運営事業	1,308	A										1	都市計画審議会とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定にもとづき、本市の都市計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査・審議することを目的に設置されるものです。「都市計画」はまちの将来の姿を決定するものであり、住民の生活にも大きな影響を及ぼすものです。このため、都市計画の決定は行政の判断だけではなく、学識経験者、関係行政機関の職員、住民の代表などにより構成される都市計画審議会の調査・審議を経ておこなわれることとなっております。	オ	審議会の委員報酬は、関東指定都市と比べ低水準であり、また、審議会の開催手法についても関係法令に則り適正に行っているが、委員定数については、未検証であるため、引き続き適正な運営を図る中で、更なる効率的な運営を目指し検討を行っていく。	1.5				1					都市計画課	オ-9
31	都市計画情報システム事業	都市計画情報システム事業	8,923	C										1	2	さいたま市の地形図の更新や都市計画に関する情報をシステムとして整備することで、都市計画に関する照会を円滑に行うほか、インターネットを通じて、窓口を訪れることなく、閉庁時にも都市計画に関する情報を提供しています。	ク	さいたま市では、年間約6,000棟の建物が建築されるほか、道路の開通などにより実態と地図上の表現の差異が発生する。地形図の更新を行わずに放置しておく、誤った情報のもとに市民が活動を行ったり、市が施策の判断を行いかねない。このような状態を防ぎ、より正確な情報を提供していくため、引き続き効果を検証し、利便性の向上に努めながら情報を提供していく。	1.0				1				都市計画課	ケ
32	屋外広告物適正化推進事業	屋外広告物適正化推進事業	17,016	C										1	2.5	良好な景観を形成するため、屋外広告物法及びさいたま市屋外広告物条例に基づき、以下の事業を実施します。 屋外広告物の表示等の許可事務及び屋外広告物登録事務、違反広告物の簡易除却、是正指導及び屋外広告物適正化キャンペーンの実施、違反広告物ボランティア撤去団体の活動支援	オ	職員、民間委託、市民ボランティアそれぞれの活動範囲や特性を生かし、効率的に違反広告物簡易除却を実施してきたが、市民ニーズや関心は高く、より一層の効果を期待されることから、更なるボランティアの拡充などにより費用対効果を高めながら事業の推進を図る。	1.5				1	1		都市計画課	オ-10	
33	都市環境改善推進事業	都市環境改善推進事業	169	C										1	1	大規模な災害が発生したときに起こり得る被害を防止・軽減するため、復興時における行動指針等の方針を策定し、今後さいたま市が目指すべき災害に強い集約型都市構造の実現を目指すものです。	カ	首都直下地震の発生が懸念されているなかで、災害に強いまちづくりを実現するため、職員による情報収集や体系的整理が整った段階である。今後、専門家やコンサルなどの民間活力を活用しながら、実体験を踏まえた調査や専門的な検討・意見を参考に行動指針等の策定に取り組む。	1.0				1			都市計画課	オ-9	
34	都市景観形成推進事業	都市景観形成推進事業	8,557	C										1	2	条例に基づき一定規模以上の建築物、工作物等の建築等の行為を行なう際に届出を義務付け、優れた景観形成の誘導を行う。さいたま市美しいまちづくり条例が全部改正されたことで、平成22年10月1日から施行されるさいたま市景観条例では、届出対象の区域を商業地域等の限られた区域から市全域を対象とし、景観形成の誘導を行う。	カ	引き続き、景観計画に沿った誘導を継続するとともに、地域における優れた景観形成を目指す自主的な団体の育成や特定な景観形成の基準を定めた景観形成特定地区の指定を拡充し、優れた都市景観の形成を推進する。	3.5				1	1		都市計画課	オ-6	
35	都市計画推進事業(都市施設課)	都市計画推進事業(都市施設課)	17,832	C										1	2	都市計画道路の計画や変更に関する調査・分析・評価などを行い効率的で最適な道路ネットワークの構築を推進します。また、都市計画道路の整備を円滑に行うための指導等を行います。	カ	都市計画道路の円滑な整備を行うとともに、社会情勢の変化に対応した持続的な都市の構築のため、都市計画道路の見直しへの要望は多く、こうした背景のもと、都市計画道路の分析、評価、調査などを実施し、効率的な道路ネットワーク構築を推進していく。	2.0				1			都市計画課	オ-6	
36	交通政策事業	さいたま市都市交通戦略策定・新交通システム等検討調査業務	23,130	C										1	2	さいたま市総合都市交通体系マスタープランや各種部門別計画で示した交通関連施策について、時間管理概念を導入し、長期的視点を踏まえつつ、短期・中期で実施する必要がある施策のパッケージ化を図るとともに、事業評価を行いながら定期的見直しを図る。	ク	当該検討調査業務は平成21年度から22年度までの事業であり、平成23年度以降は事業の進行管理を実施する。	1.1				1	1		都市交通課	ク-1	
37	交通政策事業	東京都市圏人流・物流調査業務	9,100	C										1	2	東京都市圏交通計画協議会に参加し、パーソントリップ調査や物流調査を実施するなど、東京都市圏における広域都市圏での望ましい将来道路網や交通体系の調査研究・企画立案を行う。	ク	当該業務は広域都市圏において、国土交通省関東地方整備局を中心に、1都4県5政令市(平成22年5月から)及び関連諸機関で協議会を設置し、業務計画の立案や協議検討を実施しており、平成23年度からは物資流動の調査検討を行う予定である。	0.6				1	1		都市交通課	ク-1	
38	交通政策事業	さいたまカーフリーデー実施業務	5,375	C										1	2.5	さいたま市総合都市交通体系マスタープランに基づき、自動車に過度に依存しない交通体系の実現に向け、交通需要マネジメント施策の一環として、街中における車の使い方を考えるきっかけづくりを行うため、産学官民協働の実行委員会による企画・運営を行い、通行止めにした道路空間の活用などを通じた市民啓発イベントの実施やシンポジウム等を開催する。	オ	公共交通や自転車・徒歩の利用をさらに促進するためには、毎年1回のイベントだけではなく、年間を通して協議・検討・実施する仕組みづくりが必要であり、市がサポートしながら市民活動団体等を主体とした企画立案や取組みへと転換していくことが望ましい。	0.9				1	1		都市交通課	オ-10	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3		
39	交通政策事業	埼玉新都市交通株式会社車両購入費補助	45,500	C				1						4	同社は県、JR、沿線自治体(大宮市・上尾市・伊奈町)による第三セクター方式で昭和58年に開業した。開業当初の負債をかかえ経営状況は思わしくなく、昭和62年から平成18年までの20年間に於いて土地・施設使用料の軽減及び車両購入費の支援を行ってきた。その間、単年度収支は黒字に転換し、平成17年度時点で累積赤字は11億程度となったが、施設の老朽化、車両更新、バリアフリー化など新たな課題が発生したため、平成19年度から38年度までの20年間、経営支援を更新することになった。	ク	埼玉新都市交通株式会社の経営自立に関する協定に基づき、平成19年度から38年度までの20年間、同社の車両購入費の1/12については債務負担行為を設定している。車両購入にあたり、製造メーカーに対して車両の安全性確保を優先しながらも、塗装面積の縮小などコストダウンを働きかけているが、車両製造費の多くを占める鋼材価格の変動により価格は上下することがある。	0.1				1		1				都市交通課	ク-1
40	都市計画推進事業(都市施設課)	コミュニティサイクル推進事業	144	C										2	環境にやさしい移動手段の一つとして自転車利用の促進を図るとともに、特に都心部における都市交通としての地位確保や自転車利用環境の向上を目指し調査研究を行なう。	カ	平成22年度に実施予定の社会実験の結果を踏まえ、コミュニティサイクルの本格導入に向けたシステム整備を行なう。	0.9				1		1			都市交通課	ケ	
41	都市計画推進事業(都市施設課)	駐車場整備計画事業	29	C									1	1	「駐車場整備地区」を平成13年に都市計画決定し、官民が一体となり中心市街地の駐車場整備に努めてきたが、計画の目標年次が平成22年となっていることから、現状を把握するとともに土地利用に合った駐車施策について検討を行う必要がある。また、「建築物駐車施設の附属等に関する条例」により、一定以上の建築物を建築する建築主に対し駐車施設の設置を義務付けている。	オ	これまでの量的整備を中心とした駐車場施策から自動車に過度に依存しない交通体系の実現に向けた施策展開を行うため、現況の収容台数や利用実態等の調査を実施する。調査をもとに駐車場計画の検証・更新を行う。	0.9				1		1			都市交通課	オ-6	
42	駐車場案内システム整備計画事業	駐車場案内システム整備計画事業	2,098	C		1								2	不特定多数の交通が錯綜する都心部において、駐車場の満空情報を提供するとともに駐車場への効率的な誘導を行うことにより、路上駐車や駐車待ち車両等による交通混雑・渋滞等の緩和を図る。	オ	平成21年度に実施したアンケート調査により、駐車場案内システムの必要性は高いとの結果が出たが、案内板の維持管理経費を削減する必要がある。システムを無線化しコントロールセンターを廃止することにより削減される維持管理経費と、無線化を実施するために要する費用とを明確にした上で、平成22年度中に比較検討を行う。	0.9				1				都市交通課	オ-8		
43	交通バリアフリー推進事業	交通バリアフリー推進事業	195,894	C				1	1					5	(1)交通バリアフリー法に基づく市内各駅(5千人/日)の改札外エレベーター等の整備及び鉄道事業者による改札内エレベーター等設置費の補助(2)さいたま市交通バリアフリー基本構想に基づく埼玉新都市交通(5千人/日未満)のエレベーター等の整備(3)駅周辺地区のバリアフリー化推進事業の進行管理・ソフト施策の展開及び交通バリアフリー専門部会等を通じた高齢者・障がい者など当事者への情報提供や事業者との意見交換	ク	交通バリアフリー法の基本方針では、鉄道駅のバリアフリー化の目標期限は平成22年末と定められている。本市においては、3つの駅(北浦和駅・東大宮駅・南浦和駅)が未整備となっており、現在、鉄道事業者であるJR東日本と、支障物の移転先や建築基準法の適応による負担割合などの課題解決に向けた協議・調整を行っている。また、同法に基づき、本市では「交通バリアフリー基本構想」を定めており、1日あたりの利用者数が5千人未満のシャトル駅もバリアフリー化する対象にしているため、事業は継続していく必要がある。	3.0				1		1		都市交通課	ク-1		
44	バス対策事業	市内路線バス・コミュニティバス整備事業	271,925	C			1							4	高齢者等の外出機会の創出と移動手段の確保を目的に、過度の自動車利用から脱却し、運搬能力に優れた環境負荷が少ない公共交通網を整備する。とりわけ、利用しやすいバス交通を実現することにより、バス利用者の増加、バス路線の維持・拡充を図る。	ク	平成21年8月に、学識経験者、市民代表、バス・タクシー事業者、行政で組織した「コミュニティバス等検討委員会」を設置し、(1)市民が主体となり検討する体制を明確にする(2)導入コンセプトやサービス方針を明確にする(3)費用対効果を念頭に、運行の導入・改善・廃止に関する基準を明確にするという目的で、「コミュニティバス等導入ガイドライン」の素案を作成した。平成22年度はこのガイドライン素案内容について、(1)土曜運行(2)延伸運行(3)乗合タクシー導入の3つの実証実験を実施・検証して、年度内にガイドラインを策定することを目指している。	2.0				1		1		都市交通課	ケ		
45	自転車駐車場整備事業	自転車駐車場整備事業	739,475	C										2	大宮駅西口自転車駐車場再整備及び高砂第1・2自転車駐車場の移転に伴う(仮設)自転車駐車場のための建設工事等を行う。	キ	定期利用者の予約待ちの解消や現状の維持、放置自転車対策の一環等の効果が得られる。また、大宮駅西口自転車駐車場の再整備では、施設環境改善がされ、サービスの向上が図られる。現行の整備計画に従い建設工事を平成23年度に完了予定である。また、高砂第1・2の移転に伴う仮設工事は、平成22年度に完了予定である。	1.2				1		1		都市交通課	カ-2		
46	自転車駐車場管理事業	自転車駐車場管理事業	161,513	C	1									3	市内に設置されている市営自転車駐車場等の管理運営を行う	オ	管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、収支、利用率、利用者サービスの向上などを図りながら、民間料金や地域性、施設状況の違い等を鑑み料金の見直しを検討する。また、さいたま市都市整備公社への用地貸付契約のあり方を検討する。	1.3	0.4			1	1	1		都市交通課	オ-3		
47	自動車駐車場管理事業	自動車駐車場管理事業	279,881	C		1								3	市内に設置されている市営桜木駐車場、北浦和臨時駐車場、武蔵浦和駅東駐車場、岩槻駅東口公共駐車場及び浦和駅東口駐車場の管理運営を行う	オ	管理運営については、引き続き指定管理者制度及び業務委託を活用し、収支、利用率、利用者サービスの向上などを図っていく必要がある。また、利用率の向上の一環として定期利用対象駐車場の拡大を図る。北浦和臨時駐車場は、運営等のあり方検討の中で、駐車場の一部用地の賃貸借等を検討する。	0.9	0.2			1	1	1		都市交通課	カ-3		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
48	北与野駅北口地下駐車場事業特別会計繰出金	北与野駅北口地下駐車場事業特別会計繰出金	220,997	C				1						1	市営北与野駅北口地下駐車場の事業運営及び償還金の返還のために支出する	キ	さいたま市営北与野駅北口地下駐車場の建設費の償還完了が平成23年度であり、平成24年度以降に他の市営駐車場と同様一般会計に一本化するため、繰出金も終了する予定である。	0.2				1				都市交通課	キ-2
49	さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計	さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計	270,207	C		1	1							3	平成22年度より、市営北与野駅北口地下駐車場の管理運営を業務委託で行う(建設費の償還金の返済を行う)	キ	さいたま市営北与野駅北口地下駐車場の建設費の償還金の返済が平成23年度に完了する予定である。これに伴い、さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計条例を廃止し、北与野駅北口地下駐車場についても他の市営駐車場と同様に、一般会計の自動車駐車場管理事業の中に組み入れを検討する。また、収益改善のための施設改修等を検討する。	0.4	0.2			1	1			都市交通課	オ-10
50	放置自転車対策事業	放置自転車対策事業実施管理業務	22,445	C									1	2	さいたま市自転車等放置防止条例に基づく自転車の放置防止に係る警告及び指導並びに撤去及び返還に関する各業務並びにそれらの業務に関連・付随する業務を円滑に実施するための管理業務等である。	オ	年間約9,800件にも及ぶ放置自転車の撤去等に係る問い合わせ、苦情等が車両対策事務所に寄せられ、通常5人の職員で対応しているが、1人当たり1日約50分程度の対応を迫られており、苦情処理業務が当事務所の最も比重の高い業務になっている。今後、再任用職員やコールセンターの活用等により、問い合わせ、苦情等への対応の充実と効率化に向けた検討を行っていく。	2.7	3.5			1	1			都市交通課	オ-10
51	放置自転車対策事業	放置自転車警告指導事業	144,945	C									1	3	さいたま市自転車等放置防止条例に基づき、道路、駅前広場等の公共の場所における自転車等の放置による交通の障害を除去し、生活環境の保全を図るため、業務委託により警告指導員を配置し、自転車等の放置に係る警告及び指導を行うものである。なお、警告業務は、同条例による放置自転車の撤去を行う場合に必要な手続である。	カ	大宮駅、浦和駅、武蔵浦和駅等の主要な駅の周辺では、日曜及び祝日を含めて買い物客等に対する自転車等の放置防止指導の強化を求める市民の要望が強くなっていることから、今後、自転車の放置防止に係る警告・指導要員の増員、配置時間の延長等を含め、自転車等の放置防止対策の強化を図っていく。	1.0				1				都市交通課	オ-10
52	放置自転車対策事業	放置自転車撤去事業	59,391	C	1									3	さいたま市自転車等放置防止条例に基づき、道路、駅前広場等の公共の場所における自転車等の放置による交通の障害を除去し、住民の生活環境の保全を図るため、放置禁止区域を指定し、同区域に放置された自転車等を必要限度において撤去するものである。	オ	旧市からの撤去方法の沿革や自転車保管所の収容能力の問題等から、地区において自転車の撤去方法等が統一されていない部分があり、また、主要な駅周辺で放置自転車の撤去の強化を求める市民の要望が高まっていることから、当面は、放置防止指導の充実による放置防止対策の強化を図ることとするが、今後、状況を見ながら、放置自転車の撤去の有り方について検討を行っていく。	1.0				1				都市交通課	オ-6
53	放置自転車対策事業	放置自転車返還事業	66,432	C									1	3	自転車等放置防止条例に基づき、撤去された自転車を自転車の保管所で一時保管し、所有者に返還する業務である。	ク	自転車保管所における自転車の返還業務は、民間業者に委託しており、今後も業務改善に努めながら、現行の委託方法による返還業務を継続していく。	1.0				1				都市交通課	ク-1
54	放置自転車対策事業	放置自動車撤去事業	205	C									1	3	市道に長期間放置された自動車を警察等の協議を経て、廃棄物として撤去し、処分するものである。	エ	放置自動車の撤去・処分に係る業務は、旧大宮市からの沿革により、都市交通課車両対策事務所で担当してきたものであるが、ここ数年、当事務所の処理件数も減少してきており、当該業務は、廃棄物処理法による廃棄物処理に係る業務及び道路法による道路管理者の業務にも関係することから、業務の効率的な執行の観点から関係部局と協議して業務の移管に向けた見直しを行っていく。	0.2				1				都市交通課	エ-3
55	放置自転車対策事業	民営自転車等駐車場整備補助事業	10,000	C									1	4	駅周辺における放置自転車対策の一環として、その受け皿となる自転車等駐車場の整備を促進するため、一定の要件を備える自転車等駐車場を整備しようとする者に対し、500万円を限度として、整備費の一部を補助するものである。	カ	市が整備費の一部を補助して民活による事業の拡充を図るため、平成22年4月1日にさいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱を改正し、補助対象者の市内居住要件の撤廃や、建物を伴わない駐輪施設を補助金の交付対象とするなど、活用しやすい補助金の交付要綱に見直し等を行い、駐輪施設整備を「官から民へ」と更なる促進を図る。	0.1				1	1			都市交通課	オ-10
56	都市公園等管理事業	都市公園等管理事業(管理運営業務)	169,662	C										2	民間児童遊園の支援や市民協働による都市公園の維持管理、拡充にむけた未開設の公園予定地の管理に係る業務など、都市公園等の適切な管理運営を行うための業務。	ク	市民の憩いやレクリエーションの場の提供をするために、都市公園の充実・確保という観点から、自治会等の清掃活動などの市民協働を実施している。また、民間児童遊園地の整備や管理の支援を行っている。	8.0	0.8			1	1			都市公園課	オ-10
57	都市公園等管理事業	都市公園等管理事業(施設修繕)	359,360	C										2	公園利用者の安心・安全を確保するため、プール等大規模公園施設の改修事業及び街区公園などの修繕業務。	オ	公園の維持管理については、今後、長寿命化計画を策定し、計画的な改修事業の展開を図っていく。一方、より安心・安全性を追求し、迅速に対応するためにも、区役所単位での維持管理や相談窓口の業務移管について検討する必要がある。	7.0				1				都市公園課	オ-6

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
58	都市公園等管理事業	都市公園等管理事業(都市公園の管理運営業務)	2,148,001	C	1				1	1				3	都市公園の利便性の向上のため、管理運営については指定管理者制度を導入している。	オ	平成25年度以降の指定管理者は、全公園を公募で選定することとしている。今後は、より公平性を保つために、利用料金の平準化を図るため、全市の体育館などの類似施設と整合を図るための検討をしていく。	4.0				1	1			都市公園課	オ-3
59	用地先行取得特別会計繰出金	与野中央公園・(仮称)岩槻南辻公園における元利償還に係る事業	653,660	C					1	1				1	市が設置する都市公園の整備事業として、防災公園の位置づけのある与野中央公園や、(仮称)岩槻南辻公園の用地を取得するため、繰出金を支出した。(与野中央公園 9,634.35㎡ (仮称)岩槻南辻公園 31,155.50㎡)	ク	与野中央公園、(仮称)岩槻南辻公園の用地取得に伴い、平成21年度借入分の公共用地取得事業償還のため、繰出金を支出する。	0.5				1				都市公園課	ク-1
60	都市公園等整備事業	都市公園等整備事業(緑の核づくり公園整備)	734,527	C	1			1	1	1				2	市民の憩いやレクリエーションの場となる都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、身近な公園整備率を平成25年度末までに、88.2%を目標とする。	カ	都市公園整備については、市民ニーズが高いことから、これまでより更なる整備スピードが要求される。都市公園の不足する地域を重点に、身近な公園整備を進め、公園空白区域の整備を優先する一方で、更なる、社会資本整備総合交付金などの財源確保に努め公共用地の未利用地や民有地を活用した公園整備も進めていく。	12.6	1.5	1.3	1			都市公園課	オ-10		
61	都市公園等整備事業	秋葉の森総合公園整備事業	33,000	C	1				1					2	緑に囲まれた良好な自然環境の中で、気軽にスポーツやレジャー、自然とふれあう活動などが楽しめる施設を整備します。	ク	現在、当公園の整備率は全体面積の約50%である。他の大規模公園全体の整備スケジュールを勘案しつつ、社会資本整備総合交付金等の財源確保の拡大を図り、具現化できるスケジュールの調整をする。	1.8				1			都市公園課	オ-5	
62	都市公園等整備事業	見沼通船堀公園整備事業	55,579	C					1					2	国指定史跡の見沼通船堀と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園を整備します。	ク	他の大規模公園全体の整備スケジュールを勘案しつつ、社会資本整備総合交付金等の財源確保の拡大を図り、具現化できるスケジュールの調整をする。	0.4				1			都市公園課	オ-5	
63	都市公園等整備事業	公園リフレッシュ事業	131,000	C					1					2	当事業は、バリアフリー新法に基づく高齢者、障害者対応型トイレの改修新設など、開設公園で老朽化が進む公園の改修及び質的向上を図る事業である。	オ	今後は、長寿命化計画を策定し、計画的な改修事業の展開を図らなければならない。	0.5				1			都市公園課	オ-9	
64	都市公園等整備事業	与野中央公園整備事業	135,862	C					1	1				2	市街地における緑に囲まれた市民の運動の場や、広域避難場所ともなる総合公園を整備します。	ク	他の大規模公園全体の整備スケジュールを勘案しつつ、社会資本整備総合交付金等の財源確保の拡大を図り、具現化できるスケジュールの調整をする。	0.5				1			都市公園課	オ-5	
65	都市公園等整備事業	駒場運動公園競技場改修工事	1,725,000	C					1					2	現在の駒場運動公園は、グラウンドの不等沈下が著しく、日本陸上競技連盟による公認がなされていないことや、荒れたサッカーピッチの状況などの施設状況に対し、市民からの要望に加え、陸上競技団体及び、リーグチーム等からも改修に対する強い要望がある。そのような中、平成21年度から改修に係る庁内検討会議を行い大規模な改修工事を行うこととした。	キ	平成23年度末に事業完了予定。	2.2				1			都市公園課	キ-2	
66	緑化推進事業	緑化推進事業	77,101	C	1					1				2.4	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、建築物緑化助成事業等による建築物緑化の推進、記念樹贈呈事業、生け垣助成事業、緑のカーテン事業等による民有地の緑化、「花いっぱい運動」等により、緑化の推進を図る。	カ	緑は、市街地環境に潤いを与え、環境負荷の低減や防災にも寄与することから、今後も推進していく重要な事業であり、拡大する。なお、事業を拡大するにあたっては、効率性等を踏まえ実施する。	6.3	0.8			1	1		みどり推進課	オ-10	
67	指定緑地等設置・保全事業	指定緑地等設置・保全事業	529,702	C										2.4	市内に残る良好な自然環境を有する緑地を保全することを目的に、自然緑地等についての保守管理及び整備、保存緑地所有者が行う維持管理に対する補助(固定資産税・都市計画税相当額)、緑地ボランティアに対する支援(消耗品の支給等)を行う。	カ	市内に残る良好な自然環境を有する緑地を保全することは、市街地環境に潤いを与え、環境の負荷の低減や防災にも寄与することから、今後も推進していくべき重要な事業である。また、引き続き市民緑地ボランティアと協力及び連携を図り維持管理事業の効率性に寄与するものである。	5.2				1	1		みどり推進課	オ-10	
68	生産緑地関係事業	生産緑地関係事業	4,391	C	1									2	市街化区域内にある農地を重要なみどりとして保全することを目的に、生産緑地地区の指定または解除に係る手続き、都市計画審議会等の都市計画に係る手続き、都市計画決定された生産緑地地区についての図面等の作成を行い、指定及び解除等に伴う適正な事務を遂行する。	ク	生産緑地地区の指定・解除、都市計画等の手続きは法令で定められており、今後も推進していく重要な事業であるため。	3.1				1			みどり推進課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解											
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3									
69	見沼田圃の保全・活用・創造事業	見沼田圃の保全・活用・創造事業	24,851	C		1						1			1										カ	より多くの関係者が積極的に連携・協働・交流を図りながら、農業・環境・歴史・文化・観光・交流・教育など、見沼田圃及びその周辺地域の保全、環境整備及び活用に係る様々な取り組みを総合的・一体的に推進していくことを目的としているため、市民・企業及び行政等が取り組みを拡大する必要がある。(仮称)見沼基本計画を策定する中でコストダウンや市民・企業との連携等を検討しながら、事業の拡大につなげていく。	6.4	0.8		1				みどり推進課	オ-10
70	宅地耐震化推進事業	宅地耐震化推進事業	9,480	C																					ク	本事業は、大規模地震による大規模盛土造成地の滑動崩落から市民の生命・財産を守るために、大規模な盛土造成地の有無の調査、当該造成地の安全性の確認、または、その危険箇所の対応策を決定していく必要がある。継続することとなるが、今後大規模盛土造成地の分布状況の結果を踏まえて第2次スクリーニング以後の事業の方向性を決定する。	1.7			1				開発調整課	ク-1
71	開発行為等許可事業	開発行為等許可事業	14,557	A																					オ	法令等に基づく自治事務の為、さいたま市での手続や基準に関する冊子を製作し無償配布としているが、印刷コストを明記することにより経費の透明化を図ると共に、手続をするにあたり必要性が低い冊子については、作成を廃止する。	30.0			1				開発調整課	オ-9
72	土地売買届出審査事業	土地売買届出審査事業	536	A																					オ	今後の地価の状況による監視区域等の区域指定、及び土地売買届出審査の土地利用目的にかかる勧告を行う際には土地利用審査会の開催を随時開催することとなるが、会議の開催にあたっては、可能な限り公開していくものとする。	1.5			1				開発調整課	オ-9
73	都市整備事務事業(まちづくり総務課)	都市整備事務事業(まちづくり総務課)	85,310	C	1	1		1							1										ク	本事業は民間と行政の役割分担により、民間に担わせているものがある。本事業については事業の特定財源確保や合理的な事務執行に努めながら引き続き進めていくものである。	6.0	0.9		1		1		まちづくり総務課	カ-3
74	まちづくり支援・団体育成事業	参加型まちづくり支援・育成事業	6,873	C																					オ	事業の点検を行った結果、妥当性、有効性、効率性、いずれの面においても本事業は適正かつ必要なものと判断される。また、事務処理の効率化及びより効果的な市民のまちづくり活動支援を行う観点から、一定の期間において継続的な派遣が可能となるよう平成24年度からのまちづくり専門家派遣制度の充実改善を検討していく。	2.0			1		1		まちづくり総務課	ウ-3
75	まちづくり支援・団体育成事業	長期未着手地区まちづくり推進事業	3,895	C																					カ	本市には長期未着手地区が8地区あり、関東地方で最も多い。また、H21年7月の都市経営戦略会議において、長期未着手地区土地画整理事業の解消に向けた今後の取り組みについて了承されている。検討モデルとしてH18年度より内野本郷地区から着手し、H23年度末の都市計画の見直しを目標としているが、他地区についても早期に検討着手する必要がある。	3.0			1				まちづくり総務課	カ-3
76	まちづくり推進事業	まちづくり推進事業	7,980	C																					ク	すでに複数課所が関与する業務を1課で調整することにより、事務の効率化を行っている。引き続き効率的に業務を行っていく。	4.0	0.8		1				まちづくり総務課	ク-1
77	都市整備事務事業	市街地再開発事業認可事務及び国庫補助金事務事業	1,711	A																					ク	本点検において総点検を実施した結果、事業に要するコストも適正であり、今後も根拠法令等を遵守し適正かつ迅速に事業を執行していく。また、同事業の推進のために必要不可欠な補助金確保のために市街地整備事業等の補助金交付要綱に照らし、国庫補助申請等の手続きを適正かつ迅速におこなう。	4.0	0.3		1		1		市街地整備課	オ-5
78	都市整備事務事業	土地画整理事業認可事務及び国庫補助金事務事業	5,194	A																					ク	本点検において総点検を実施した結果、事業に要するコストも適正であり、今後も根拠法令等を遵守し適正かつ迅速に事業を執行していく。また、同事業の推進のために必要不可欠な補助金確保のために市街地整備事業等の補助金交付要綱に照らし、国庫補助申請等の手続きを適正かつ迅速におこなう。	5.8	0.8	0.3	1		1		市街地整備課	オ-5

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3	
79	組合施行等土地区画整理支援事業	組合施行等土地区画整理支援事業(市補助・国補助)	3,931,622	C				1	1					4	組合施行等土地区画整理事業に対し、補助金の交付を行うことにより、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、良好な市街地の形成を推進する。	カ	事業施行上、組合が必要とする額に応じて補助金を執行することが適切、国庫補助金の各種制度を積極的に導入検討し、市負担の軽減を図る。 また、組合が施行する各要素事業のうち、都市計画道路や下水道事業、公園整備事業については、市が直接工事を施行する方法で、組合の負担軽減を検討する。	2.5				1		1			区画整理支援課	ケ
80	組合施行等土地区画整理支援事業	組合施行等土地区画整理支援事業(管理業務)	28,119	C	1									2	組合区画整理事業推進事務所の運営及び所管財産の維持管理等を行う。	オ	経常的経費であるため見直すことは難しいが、可能な限りコスト削減に取り組む。事業化が不明確な財産等をしかるべき所管課に移管することで、維持管理費を軽減させる。	1.0				1		1			区画整理支援課	ケ
81	組合施行等土地区画整理支援事業	組合施行等土地区画整理支援事業(土地区画整理事業資金貸付)	7,951,310	C		1			1					5	土地区画整理事業を施行する者に対する土地区画整理事業資金の貸付けを行うことにより、土地区画整理事業の促進を図る。	カ	現在組合に貸し付けている資金は、過去事業費として既に使われているもので、単年度の貸付金がなくなると組合の資金繰りが立ち行かなくなる。	0.5				1		1			区画整理支援課	ケ
82	組合施行等土地区画整理支援事業	組合施行等土地区画整理支援事業(財団法人さいたま市土地区画整理協会補助)	185,605	C					1					4	財団法人さいたま市土地区画整理協会(以下、「協会」という。)に対して補助金を交付することにより、協会が寄付行為に定めて行う事業の円滑な促進を図り、もって公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進に寄与することを目的とする。	オ	現在並行して行われている公益法人制度改革の方向性に留意しながら、現在協会プロパー、市からの派遣職員、区画整理支援課支援係職員が一体となって進めている組合施行土地区画整理事業の執行体制を整理する。	0.5				1		1			区画整理支援課	ケ
83	西大宮駅周辺まちづくり推進事業	西大宮駅周辺まちづくり推進事業	564,685	C										2,4	新たな人口集積の見込まれる当該地区に市内交通ネットワークの充実及び住民の利便性向上を図るため、西大宮駅を設置するとともに土地区画整理事業の進捗に併せ、西大宮駅周辺の交通課題を改善する。	カ	西大宮駅は平成21年3月に開業しているが、引続き西大宮駅周辺の指扇第一踏切道拡幅工事及び都市再生機構の土地区画整理事業支援等を行なうため、進捗にあわせ支援は拡大していく。	1.5				1		1			日進・指扇周辺まちづくり事務所	オ-5
84	指扇駅周辺まちづくり推進事業	指扇駅周辺まちづくり推進事業	487	C	1									2	指扇駅においては、駅南口の周辺において交通渋滞が発生していること、また駅北側からの駅利用が不便な状況であり、駅への交通アクセスの利便性の向上や、北口改札の常時利用が強く望まれているところである。 本事業は、このような状況を改善するため、駅へのアクセス道路の整備及び駅北口広場整備を実施し、駅橋上化を実現する。 予定事業期間 平成16年度～平成26年度	カ	今後、川越線指扇駅南北自由通路及び駅舎橋上化等に関する基本設計業務等の進捗に併せ、地元住民や商店関係の調整とともに、駅南北自由通路設置・駅舎橋上化工事及び駅前広場整備等を進めていくため、平成26年の北口開設に向けて事業は拡大していく。 歳入においては国庫補助金の導入について積極的に取り組む。	1.5				1		1			日進・指扇周辺まちづくり事務所	オ-5
85	指扇土地区画整理事業特別会計繰出金	指扇土地区画整理事業特別会計繰出金	153,487	C	1									1	西大宮駅南側の地域について、指扇土地区画整理事業により、道路・公園等の公共施設の整備改善や、宅地の利用増進を図り、良好な市街地の形成を行うものである。 ・施行面積 29.86ha ・事業期間 平成17年10月11日～平成32年3月31日 ・総事業費 9,200,000,000円	カ	仮換地指定以降、順次工事等を行なうことになるため、事業最終年度である平成31年度に向けて事業は拡大していく。 ただし特別会計の歳入面において、保留地の早期処分、補助金の積極的活用、手数料収入の見直しなどの歳入確保やコスト削減に努めることで一般会計からの繰出金を減らし、負担を少なくしていく。	3.0				1		1			日進・指扇周辺まちづくり事務所	オ-5
86	日進駅周辺まちづくり推進事業	日進駅周辺まちづくり推進事業	55,412	C										2,4	JR川越線日進駅橋上化による北口開設及び駅周辺地区の交通環境の改善、地元商店街の活性化と安心・安全に暮らせるまちづくりを地元住民団体との協働により推進する 事業期間 平成16年度～22年度 総事業費 2,520,000,000円	カ	まちづくり交付金事業として進めていた日進駅橋上化については、平成22年度完了の見込みであるが、駅南口駅前広場の整備や七夕通りの美装化をはじめとする南北地区におけるまちづくりのルール化など、新たな国庫補助金などの財源を確保し、事業の推進を図る必要がある。	3.3				1		1			日進・指扇まちづくり事務所	オ-5
87	深作西部土地区画整理事業特別会計繰出金	深作西部土地区画整理事業	30,798	C	1									1	本事業は、平成21年1月換地処分を行ったことに伴い、清算事務処理や保留地処分を進めている。 施行面積 72.09ha 事業期間S46～H25 総事業費 13,356,009,000円	キ	平成25年度事業終了予定。	0.3				1		1			日進・指扇周辺まちづくり事務所	キ-2
88	浦和東部・岩槻南部地域整備推進事業	浦和東部・岩槻南部地域整備推進事業	2,620,000	C										4	さいたま市の副都心として相応しい良好な市街地の形成を図るため、都市再生機構が施行する浦和東部第二地区及び岩槻南部新和西地区の土地区画整理事業への支援を行う。 浦和東部第二地区 ・施行面積:約183.2ha ・事業期間:平成12年度～平成30年度 ・総事業費約675億円 岩槻南部新和西地区 ・施行面積:約 73.8ha ・事業期間:平成12年度～平成30年度 ・総事業費約308億円	カ	都市再生機構は、平成25年度までの土地区画整理事業の完了を目指しており、補助金の交付等による支援を拡大していくが、事業計画の見直しなどにより経費節減に努め、補助金の軽減を図る。	3.9				1		1			浦和東部まちづくり事務所	オ-5

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
89	浦和東部・岩槻南部地域整備 推進事業	浦和東部・岩槻南部公共施設 等整備事業	89,840	C					1	1				さいたま市の副都心として相応しい良好な市街地の形成を図るため、都市再生機構が施行する浦和東部第二地区及び岩槻南部新和西部地区の土地区画整理事業と連携し、市民の利便性やまちの魅力付けの向上を図るため、浦和美園駅東口駅前複合公共施設を始めとする公共施設等の整備を行う。	カ	住民の利便性及びまちの魅力付けの向上を図るため、公共施設等の整備を拡大していく必要があるが、国庫補助事業や民間活力の導入などにより、市負担の軽減を図る。	3.4				1		1		浦和東部まちづくり事務所	オ-5	
90	浦和東部第一特定土地区画 整理事業繰出金	浦和東部第一特定土地区画 整理事業繰出金	618,688	C	1				1	1				本事業は、さいたま市の副都心に相応しい良好な市街地整備を行うため、土地区画整理事業により、道路・公園等の都市基盤施設を整備し、駅周辺の商業・業務機能の集積と豊かな自然環境と調和した魅力ある住環境の形成を図るため、繰出金を支出する。 ・施行面積 約55.9ha ・事業期間 平成12年度～平成31年度 ・総事業費 約218億円	カ	平成31年度の事業完成を目指し、土地区画整理事業の安定的な事業推進を図るため、繰出金も拡大していくが、工事方法等の精査、計画的な保留地処分等を実施し、繰出金の縮減に努め、一般会計の負担を減らしていく。	9.0		0.7		1		1		浦和東部まちづくり事務所	オ-5	
91	用地先行取得事業特別会計 繰出金	用地先行取得事業特別会計 繰出金	24,210	C					1	1				市施行の浦和東部第一地区、都市再生機構施行の浦和東部第二及び岩槻南部新和西部地区の3地区を土地区画整理事業により整備を進めているが、周辺公共施設が不足していることから、区画整理事業と連携し、公共施設等の整備を行うための用地を取得するため、繰出金を支出した。平成21年度複合公共施設建設予定地(4684.61㎡)を取得。	ク	浦和美園駅東口駅前の複合公共施設建設用地取得に伴い、平成21年度借入分の公共用地取得事業償還のため、繰出金を支出する。	0.1				1				浦和東部まちづくり事務所	ク-1	
92	東浦和第二地区まちづくり推 進事業	東浦和第二土地区画整理事業 調整池整備事業	64,000	C					1	1				・東浦和第二土地区画整理事業と連携し中尾地区の水害を防止する調整池を整備する。 ・第3調整池築造工事(平成20年度～22年度継続事業) 総工事費477,750,000円 池面積3,000㎡、池容量6,570㎡ ・第2調整池築造工事(平成25年度～28年度継続事業) 総工事費745,000,000円 池面積3,790㎡、池容量8,030㎡	オ	・第3調整池築造工事は22年度で完了、23年度に周辺建物影響調査を実施、24年度に影響補償する。 ・第2調整池築造工事の地質調査を23年度実施、24年度に施行計画を策定、施工期間を周辺が宅地化される前の25～28年度予定とすることにより経済的・効率的な施工を図る。	3.0				1				東浦和まちづくり事務所	オ-5	
93	東浦和第二土地区画整理事業 特別会計繰出金	東浦和第二土地区画整理事業 特別会計繰出金	169,372	C	1				1	1				本事業は、中尾地区を周辺地区と連担した市街地形成を図り、良好な住環境を整備し、災害に強い秩序ある市街地を形成するため基盤整備を行なうものである。 ・施行面積 76.7ha ・事業期間 平成10年12月15日～平成28年3月31日 ・総事業費 24,280,000,000円	カ	・仮換地指定が約95%完了し、今後は、建物移転や街区築造工事が本格的に展開され必要な繰出金が増える。 ・長期盛土造成工事を要する低地部のミニ開発地区があり、長期中断移転(5年以上)となる住宅が多数あるため事業負担が大きく事業期間の長期化の原因となっている。近隣公園及び一部道路の計画を見直して直接移転が可能な換地(案)に変更して事業費の大幅な縮減と事業期間の短縮を図るとともに保留地処分等の収入確保に努めて繰出金の増大を抑える。	3.0				1		1		東浦和まちづくり事務所	オ-5	
94	武蔵浦和駅第1街区市街地再 開発事業	武蔵浦和駅第1街区市街地再 開発事業	1,858,500	C		1			1	1				本事業は、武蔵浦和駅西口に位置する武蔵浦和駅第1街区を市街地再開発事業により、駅前広場、都市計画道路等の都市基盤施設を整備し、また、公共・商業・住宅等の調和のとれたまちづくりを実現するため、施行者である独立行政法人都市再生機構に対して補助金の交付を行います。 ・施行面積:約3.0ha ・事業期間:平成18年度～平成27年度 ・総事業費:41,890,000,000円	カ	当事業は、再開発により、都市計画道路等の公共施設や南区役所等の公益施設を整備するために、施行者である独立行政法人都市再生機構に補助金を交付するものである。平成20年12月に事業計画認可がなされ、平成27年度の工事完了を目指し、既に除却・整地工事が着工されており、事業進捗に伴い事業が拡大となる。拡大する中でも、施行者との調整によりコスト削減に努め、補助金の軽減を図る。	4.6	0.8	0.5		1		1		浦和西部まちづくり事務所	オ-5	
95	市街地再開発推進事業(浦和 西部まちづくり事務所)	市街地再開発推進事業(浦和 西部まちづくり事務所)	10,747	C						1				さいたま市の総合振興計画において、「副都心」に位置づけられている武蔵浦和駅周辺約30haについて、市街地再開発等によるまちづくりを推進する。また、浦和西部まちづくり事務所の経常経費を計上し、事務所の適正な運営をする。	オ	武蔵浦和駅周辺地区はさいたま市の「副都心」に位置づけられているため、それに相応しいまちづくりを図るためには、当事業は必要であり、また事務所を運営していくためにも必要な事業であるが、消耗品費、燃料費、光熱水費等の事務所運営経費について、更なる削減に努める事で事務改善とするものとした。	2.5		0.3		1		1		浦和西部まちづくり事務所	カ-3	
96	与野駅西口土地区画整理事業	与野駅西口土地区画整理事業	225,659	C		1			1	1				昭和44年3月25日事業計画が決定され、与野駅西口駅前通線・幅員20m、延長208m、区画道路・幅員4～9m、延長2,435m、駅前交通広場3,900㎡と物件戸数207戸の移転を土地区画整理の手法により区画道路等の公共施設、宅地の整備改善を行う。 ・施行面積 8.3ha ・事業期間 昭和43年度～平成22年度(延長予定) ・総事業費 13,670,000,000円	カ	事業進捗に伴い、事業が拡大し、事業費も拡大していくが手数料収入の適正な確保など歳入確保や事務所経費及び工事コストの縮減に努め、事業費を減らしていく。	6.0				1		1		与野まちづくり事務所	オ-5	
97	南与野駅西口土地区画整理 事業特別会計繰出金	南与野駅西口土地区画整理 事業特別会計繰出金	411,943	C					1	1				「豊かな緑につつまれた公園のようなまち」をまちづくりのテーマに、南与野駅西口地区を人と環境に配慮した質の高い駅前広場や都市計画道路等の都市基盤を有する良好な市街地に形成するため特別会計へ繰出しを行う。 ・施行面積 14.7ha ・事業期間 平成7年8月8日～平成26年3月31日 ・総事業費 10,700,000,000円	カ	土地区画整理事業の進捗に伴い、繰出金も拡大していくが、保留地の早期処分、補助金の積極的活用等の歳入確保やコスト削減に努め、繰出金を減らし、一般会計の負担を減らしていく。	6.0				1		1		与野まちづくり事務所	オ-5	
98	岩槻駅西口土地区画整理事業	岩槻駅西口土地区画整理事業	298,071	C	1	1			1	1				本事業は、岩槻駅西口の開設(H26年度末)と併せて都市基盤となる駅前広場及び接続する都市計画道路等の公共施設の整備改善を行い、併せて土地の利用増進を図り、商業の活性化と潤いある住環境の形成を図ることを目的とする。 ・施行面積 11.6ha ・事業期間 平成9年4月1日～平成31年3月31日 ・総事業費 10,840,000,000円	カ	今後事業費は拡大していくが、歳入においては国庫補助金の導入や、証明手数料の適正な確保などにより財源の確保に努めると共に、歳出においては、事業費のコストダウンを図るよう支出の軽減に努める。	4.0				1		1		岩槻まちづくり事務所	オ-5	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
99	岩槻駅舎改修事業	岩槻駅舎改修事業	90,031	C	1				1	1				2	岩槻駅西口の開設に合わせ、駅舎の橋上化及び駅東西を結ぶ自由通路の整備を行い併せて駅の一体的バリアフリー化を行なう。 予定事業期間 平成21年度～平成26年末	カ	鉄道事業者である東武鉄道様とも十分に協議を行い、事業費の軽減など効率的な事務事業に努め、完成目標年次に向けて事業を執行する、今後の工事着手により事業費が拡大するが、歳入においては国庫補助金の導入に積極的に取組。	2.0			1				岩槻まちづくり事務所	オ-5	
100	江川土地区画整理事業特別会計繰出金	江川土地区画整理事業特別会計繰出金	556,959	C	1				1	1				1	本事業は、岩槻駅と東岩槻駅を中心とした連担市街地の形成を図るため、都市計画道路の整備とあわせて良好な住宅地の整備をし、岩槻区北部地区の市街地の核を形成するため基盤整備を行うものである。 ・施行面積 79.3ha ・事業期間 昭和63年7月22日～平成25年3月31日 ・総事業費 17,600,000,000円	ク	今後調整池の施工など継続されるため、事業費は横ばいであるが、調整池の掘削により産業廃棄物の処理など必要となることもある、今後も歳入においては保留地の処分や証明手数料の適正な確保、また歳出においては事業費のコスト削減に努める。	4.0	0.8	1.0	1				岩槻まちづくり事務所	オ-5	
101	南平野土地区画整理事業特別会計繰出金	南平野土地区画整理事業特別会計繰出金	202,725	C	1				1	1				1	本事業は、東武野田線東岩槻周辺市街地と一体的形成を図るため、都市計画道路の整備と良好な住宅市街地の整備をし、岩槻区東部地区の市街地の核を形成するため基盤整備に向けて繰出しをしている。 ・施行面積 67.13ha ・事業期間 昭和63年7月22日～平成24年3月31日 ・総事業費 9,600,000,000円	イ	平成23年度には事業が完了する予定であるが、その後清算業務に5年間を要する。	2.0	0.8		1				岩槻まちづくり事務所	キ-2	
102	都心整備推進事業	都心整備推進事業	13,306	C						1				1	・本市の都心地区である大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区並びに浦和駅周辺地区のまちづくりを推進し、良好な都心整備をはかるため、都心整備部内の各事業の進行管理、総合調整を行う。 ・市有床を保有するエイベックスタワーの管理上の調整を行う。	オ	都心整備部内の各所管が行っている事業の進行管理及び総合調整において、効率良い管理業務を引き続き行っていく必要があるが、各種照会について方法を見直し、総合管理のスリム化が必要である。市有財産の管理については、民間と行政の役割分担により、既に民間に担わせているが、当該特定財源確保や合理的な管理をはかるべく、事務改善に努めていく。	3.0			1	1		計画管理課	ケ		
103	さいたま新都心賑わい創出事業	さいたま新都心賑わい創出事業	102,320	C	1					1				2,4,5	さいたま新都心地区において、様々な人が交流し活動する、賑わいのあるまちづくりを継続していくため、市の所管する都市施設の適正な運営管理を推進するほか、地元組織である、まちづくり推進協議会やまちづくりボランティアとの連携した事業を推進する。 また、さいたま新都心地区内及び周辺の開発計画についての総合調整を図り、魅力あるまちづくりを推進する。	オ	さいたま新都心地区については、さいたま市のリーディング的なまちづくりとして、行政だけでなく、多くの企業が参画・連携するまちづくりを行うとともに、市民参加型の事業展開を進めることで、他に類を見ない、より魅力的な賑わいのあるまちづくりを推進できる地区であり、引き続き当該事業を実施することが必要である。 事業を推進するうえでは、都市施設を有効活用した歳入の確保についても、検討する。	4.0			1	1	1	計画管理課	カ-3		
104	大宮駅東口都市再生プラン推進事業	氷川参道整備事業	6,338	C									1	2,4,5	歴史・文化的資産であり、都心部に残された貴重な緑の空間である氷川参道を、歩行者系のシンボル軸として将来にわたり引継ぐため、地元まちづくり推進協議会との協働作業による並木の保全、交通問題への対応を図りながら歩行者専用道路化を目指す。 また、平成ひろばの継続的利用と活用に向け調整を行う。	ク	氷川参道は、当市における貴重な歴史・文化的資産であり引き続き並木の保全は必要である。また、従来から地元まちづくり協議会と共に氷川参道のまちづくりを推進しており、歩車分離工の竣工や一の鳥居ひろばの完成といった実績も出ているため、本事業の継続は必要である。	3.0			1	1		計画管理課 氷川参道対策室	ク-1		
105	鉄道高架推進事業	鉄道高架推進事業	4,090,838	C	1					1				4	鉄道を高架化し、都市計画道路田島大牧線をはじめとする交差道路を整備することで、鉄道により分断されている浦和駅周辺の東西市街地の一体化、均衡ある発展を図る。また、東北客貨線(湘南新宿ライン)にホームを新設することで湘南新宿ラインの浦和駅停車を実現します。	キ	本事業は、浦和都心の発展のため重要な事業です。浦和駅東西市街地の一体化を図るため引き続き事業を継続し、平成24年度末の事業完了を目標とします。	5.0	0.9		1	1		鉄道高架整備課	キ-2		
106	市街地再開発推進事業(浦和駅周辺)	浦和駅西口南高砂地区市街地再開発事業	21,371	C					1	1				4	浦和駅西口南高砂地区での第一種市街地再開発事業への補助金交付、助言を行う。 浦和駅周辺まちづくり事務所の維持管理を行う。	カ	再開発事業について、民間主導のもと、市が補助金の交付、支援を行う形で推進する。 事業は、進捗に応じ拡大していく。	3.8			1	1		浦和駅周辺まちづくり事務所	オ-5		
107	市街地再開発推進事業(浦和駅周辺)	東仲町地区まちづくり推進調査業務	2,100	C						1				2	浦和駅の鉄道高架化事業や東口再開発事業による拡幅で道路への影響を受けている東仲町商店街の再生および魅力的な商業環境の形成に向け、地元と市が一体となりまちづくりを推進するため調査を実施している。今後、道路を「美装化工事」する方針である。	キ	過年度から地元と行政が一体となり、検討会議などを継続的に行ってきた。既設の鉄道高架化事業や再開発事業に対しては、沿道関係者の協力が成り立っていることもあり、商店街を再生することは必要であると考え、次年度以降は、美装化の設計、工事を予定し、平成24年度の鉄道の高架化事業に併せて工事を竣工し事業を完了する見通しである。	0.4			1				浦和駅周辺まちづくり事務所	キ-2	
108	市街地再開発推進事業(浦和駅周辺)	にぎわい空間創出調査業務	2,734	C						1				2.5	浦和駅東口において、まちのにぎわいに奥行きを持たせ、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、地元6商店会と協働し、回遊性のある「にぎわい空間」を創出するため調査を実施する。また、今後、地元の理解を得て、社会実験などによる「にぎわい創出メニュー」実践や地域マネジメントを想定する。	ク	浦和駅東口周辺においては、再開発事業が完了し、周辺道路が整備される一方で徐々に沿道商店が減っているなどの課題が見られる状況である。このため、地元6商店と協働しながら、にぎわい創出メニューを検討し、将来的には、地域が自主的にマネジメントしていくことを目指し、継続して取り組む考えである。	0.4			1				浦和駅周辺まちづくり事務所	ウ-3	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
109	市街地再開発推進事業(浦和駅周辺)	浦和西口停車場線整備事業(用地測量業務)	3,500	C	1				1	1			2	浦和駅西口駅前への交通の主導線となる都市計画道路浦和西口停車場線について、浦和駅西口南高砂地区における市街地再開発事業に併せた効果的な整備促進を見据え、測量業務を行うものである。	ク	道路(歩道)整備を目指し、継続して推進する。整備内容については、今後、詳細を検討し、浦和駅西口南高砂地区の整備に併せ事業認可を取得し、整備時に積極的な国庫補助金の導入に努める。	0.5			1			浦和駅周辺まちづくり事務所	ク-1		
110	市街地再開発推進事業(浦和駅周辺)	浦和駅西口都市再生まちづくり推進業務	5,100	C						1			2.5	浦和駅西口地区において、周辺の環境と共生したにぎわいと回遊性のあるまちづくりに向け、自治会や商店会、企業等と連携して、調査を実施し、現状把握、まちの将来イメージを検討し、まちづくりの手法を策定する。また、協議会(案)組織の設立、運営を補助・支援する。	キ	浦和駅西口地区は、鉄道高架化事業による駅内東西連絡通路や西口南高砂地区の再開発事業により、駅周辺の連絡動線の変化が見込まれている。これらの変化を適切にとらえ、にぎわいと回遊性のあるまちの創出を図るため、地元の自治会や商店会、企業等の意見を伺いニーズを把握した上で、適切な調査を実施し報告するものである。平成23年度完了予定。	0.9			1	1	浦和駅周辺まちづくり事務所	キ-2			
111	市街地再開発推進事業(浦和駅周辺)	田島大牧線整備事業(高砂工区)	698,099	C					1	1			2	都市計画道路田島大牧線を整備し、中心市街地における交通の円滑化、都市防災機能の向上を図る。鉄道高架化事業の進捗、並びに浦和駅西口南高砂地区の市街地再開発事業の動向を見据え、平成24年度までに対面交通が可能な暫定整備を進める。	ク	引き続き事業用地取得のための交渉、及び代替地の取得を行う。また、鉄道高架化事業と運動して電線共同溝の詳細設計、道路工事を早い時期の道路整備を目指す。	2.6			1		浦和駅周辺まちづくり事務所	オ-5			
112	市街地再開発推進事業(浦和駅周辺)	浦和駅西口南C-3街区再開発推進事業	600	C						1			4	浦和駅西口南地区内の着実なまちづくり、市街地環境の改善、商業その他都市機能の活性化等を図るための協議会の取組みに対する支援を行う。	ク	浦和駅西口南地区の着実なまちづくり、都市機能の活性化を図るため行政と市民との連携が必要と思われる、今後事業化へ進んだ場合は民間主導へ移行する。	0.4			1	1	浦和駅周辺まちづくり事務所	ウ-3			
113	大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業	大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業	12,205	C							1		2	大宮駅周辺地域戦略ビジョンに基づき、各種プロジェクトの実現化に向けた推進方策を検討する。	ク	総合振興計画の新実施計画では、H21でビジョン策定が完了となっているが、H22以降は、具体的な事業を推進していくための検討が必要である。	2.0			1		大宮駅東口まちづくり事務所	ク-1			
114	大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業	大宮駅東口公共施設再編推進事業	18,203	C						1	1		2	大宮駅東口のまちづくりの推進をはかるため、老朽化公共施設の再編や公共用地の活用に関する計画の策定を行なう。	オ	市民との意見交換や市民参加による検討など、情報の見える化について積極的に取り組んでいく必要がある。	2.0			1		大宮駅東口まちづくり事務所	オ-6			
115	大宮駅東口都市再生プラン	氷川緑道西通線整備推進事業	2,339,655	C							1		2	平成9年度に都市計画決定された氷川緑道西通線(延長1,040m)のうち、南区間(大宮中央通線-南大通東線の約670m区間)を整備するものである。この道路整備は、中山道の渋滞緩和や氷川参道の歩行者専用化を促進させ、交通アクセスの強化を図っていくものである。	ク	氷川緑道西通線南区間は、平成27年度の竣工を目指して整備を推進しており、歩行者や自転車の安全性や利便性の確保、中山道の渋滞緩和に貢献し、沿道のまちづくりにも大きく寄与する事業であるため、今後も継続していく必要がある。	2.5	0.5		1		大宮駅東口まちづくり事務所	オ-5			
116	大宮駅東口都市再生プラン推進事業	(仮)大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業	12,545	C	1					1	1		2	中山道、大宮中央通線、氷川緑道西通線、ベンギン通りに囲まれた、約1.4haの区域内を地元権利者との協働により市街地再開発事業を実現する。	カ	市街地再開発支援は拡大していくことになるが、社会資本整備総合交付金を活用し歳入確保に努力をしていく。	1.0			1	1	大宮駅東口まちづくり事務所	オ-5			
117	大宮駅東口都市再生プラン推進事業	(仮称)大宮駅東口駅前広場整備事業	5,000	C							1		2	大宮駅東口周辺において、早期整備を図るリーディング事業として位置づけられている駅前広場を整備するものである。当事業では、駅前広場北側の拡幅を対象とし、駅前の顔作りの一環として拡幅後の沿道建物の共同・協調建替えについても支援していく。	ク	整備の推進には地元との合意形成が必要であり、引き続き交渉を進める必要があるため。	1.5	0.5		1		大宮駅東口まちづくり事務所	オ-5			
118	大宮駅東口都市再生プラン推進事業	(仮)大宮駅東口駅前南地区市街地再開発事業	5,118	C	1						1	1	2	大宮駅東口駅前広場南側に面した地区において、地元のまちづくり団体を支援し、市街地再開発事業の事業化を推進する。	ク	駅前広場計画の南側拡幅部分については、街区のまちづくりと一体化した検討を駅前南地区協議会が中心となって行っているため、関係権利者の合意形成の状況を見ながら支援を継続していく必要がある。	1.5			1	1	大宮駅東口まちづくり事務所	ク-1			
119	大宮駅東口都市再生プラン推進事業	市有地・所内管理業務	2,703	C	1							1	2	大宮駅東口のまちづくりを図るため、事業用地の先行取得を行った用地の管理及び、所内の管理を行う。	オ	市有地については、事業開始までの適正な管理を行うとともに、有効活用の検討を地元と進めていく。また、庶務業務については、同じような内容の照会はまとめて行う、文書の電子化など、事務改善を行っていく。	2.5			1	1	大宮駅東口まちづくり事務所	ケ			

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 都市局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2
120	用地先行取得事業特別会計 繰出金	用地先行取得事業特別会計 繰出金	84,128	C									1	1	大宮駅周辺地区の都市基盤整備を推進するため、事業用地の種地として都市開発資金等を活用し、用地の先行取得を行ったための償還金の財源について、一般会計から繰出すものである。	ク	都市開発資金による借り入れに対する償還が、平成22年度で終了するが、公共用地取得事業償還のため、一般会計より繰出金を行う。	0.5			1				大宮駅東口 まちづくり事 務所	ク-1
121	大宮駅西口まちづくり推進事 業	大宮駅西口まちづくり推進事 業	11,200	C										2	大宮駅西口地区については、大宮駅前地区等において事業が完了し、第四地区においては事業が施行中である。しかし、それ以外の地区では、狭隘道路や低層木造住宅の密集化などの課題があり、「防災性の向上」「商業環境の向上」が求められている。これらの課題を解決するために、各地区の特性を活かしたまちづくりに資する、実現可能な基盤整備の方針を策定する。	ク	現在大宮駅西口第三地区では、地元まちづくり団体によるまちづくりの機運が急速に高まっており、当団体による活動への支援・協力を図るとともに、共同して第三地区の整備を推進する。	3.0			1				大宮駅西口 まちづくり事 務所	ケ
122	大宮駅西口都市改造事業特 別会計繰出金	大宮駅西口都市改造事業特 別会計繰出金	839,495	C	1									1	都心地区にふさわしい魅力あるまちづくりを目指すため、大宮駅西口第四地区について土地区画整理事業による都市基盤整備を行うため特別会計へ繰出しを行うものである。 ・施行面積 9.68ha ・事業期間 平成7年5月19日～平成26年3月31日 ・総事業費 19,070,000千円	カ	平成26年3月31日の早期完成を目指し、土地区画整理事業の安定的な事業推進を図るため、拡大して繰出金を支出する必要がある。	10.0			1	1		大宮駅西口 まちづくり事 務所	オ-5	